

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

時間も限られておりますので、簡潔な御答弁をお願いして、質問に入りたいと思います。

まず最初に、東京オリンピック・パラリンピック大会の話をしたと思います。

新聞各社、海外からの観客の受入れ断念へというところで、今日も一面で報道をされております。

今の状況で海外から観客を受け入れるという状況にないというのは当然の判断であるというふうに思いますし、この判断が遅過ぎたのかなということも感じております。大会開催自体も、専門家の意見をしっかりと聞いて、もう一度冷静に見直す時期に来ていると私は思っております。

そして、海外からの観客が来ないということは、非常に気がかりなのは、私、予算委員会から質問をしてまいりました、七十三億円かけたオリンピック・パラリンピック観客向けアプリ。一体、これ、無駄な開発と言われるおそれが出てきまし

た。観客が来ないわけですから、アプリ開発をする必要がないというふうには感じております。これは、アプリ開発を立ち止まるべきではないでしょうか。

○時澤政府参考人 お答えさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック大会におきまして外国人観客を受け入れない旨の決定がなされたとは、まだ承知をしていないところでございます。

私もとしましては、オリンピック、パラリンピックの観客向けのシステムについて、現在鋭意開発中でございます。

このシステムにつきましては、オリンピック、パラリンピックの観客のために、訪日される観客の健康管理に焦点を当てて開発をしておりますけれども、我が国を訪れる選手、スタッフ、大会関係者にも活用していただくことも検討されているところでございます。

さらに、オリパラ以外の目的で訪日されます外国人の健康管理や、検疫、入管、関税等の手続きに係る利便性の向上のための活用が可能となる仕様となっております。これらの機能の活用について、内閣官房の下、政府部内で検討が進められているところでございます。その検討を踏まえまして、必要な機能の開発に努めることとしておりますのでございます。

○尾辻委員 ちょっとほかのことに使うんだというところもおっしゃっておられるわけですが、例えば、じゃ、インバウンド向けに、この七十三億の機能別の表を私はいただいておりますが、

例えば顔認証の連携システムに五億かかるんですね。あと、例えばサポートセンター、コールセンターとかだと思っておりますが、これは十六・六億円もかかるんです。

これは、本当に選手とか関係者向けだけで必要なのか。やはり、これは見直しをすべきだと思います。いかがでしょうか。

○時澤政府参考人 水際対策等に必要な機能については現在政府部内で検討がされているというふうに申し上げます。状況に応じて適切な対応をしていくことになるのではないかと思っております。

○尾辻委員 この七十三億アプリ、いろいろな方に知っていただいたおかげで、やはり、開発期間の短さとか情報連携基盤の多さなど、非常に難易度も高いということを指摘もされているんですね。本当に使わない、使えないアプリ、作る必要はないということを指摘しておきたいと思えます。

そして、実は、入国管理については、どんどん今対策が出てきているんですね、オリパラアプリを転用しなくても。

まず、その整理をしたいと思うんですが、三月五日付で、水際対策強化に係る新たな措置の第九版というんですかね、九というのが示されました。そこでは、入国に当たって、今度は、ビデオ通話、位置確認アプリのインストールを空港制限エリアでもしてもらうということが書かれているわけです。例えば、ビジネス・レジデンストラック、今止まっていますけれども、こういったところでは、

たしか入国の際は、スマートフォンにLINEアプリを入れてくれ、COCOAを入れてくれ、地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を求めています。

ということとは、この新たな措置によって、更にビデオ通話と位置確認アプリを入れて、五つ入れるということを求めるということではないでしょうか、確認です。

**○田村国務大臣** まず、今までは、位置情報を保存する、これはどう移動したかというのを後から確認できるようにということであり、それから、COCOAは、これはアップロードしていただくということであり、それからあと、保健所から位置情報の提示を求められたら、これに対しては応ずるということになっており、これが、今般、今言われたとおり、まず、ビデオ通話でしっかりと確認ができるようにということ、このときに、通話したときに、ちゃんとGPSで位置が確認できるものがあれば分かるわけであり、初めは多分、自分でボタンを毎日押していた、今ここにいますよということを確認できるようにということであり、

ちなみに、三日間居場所が分からないという形になりますと、民間の警備会社等々にお願ひして確認をさせていただくような形で、しっかりと対応を検討いたしております。

**○尾辻委員** うなずくだけで結構ですが、結局、だから、五つをやっていたかどうかということ、よろしいですか。

**○田村国務大臣** そういうことになります。

**○尾辻委員** ありがとうございます。

じゃ、この位置確認アプリというまた新たなアプリが出てきたわけですから、これは幾らぐらいかかる予定なんでしょうか。

**○正林政府参考人** このアプリの開発経費を含めたセンター運営にかかる委託契約費用は九千八百二十三万円です。

**○尾辻委員** だから、約一億かけてこれをやっていくということ、結局、オリパラアプリ七十三億、今使わなくても、一億かけてここまで入国のことをやっているんだということなんです。

ただ、問題は、実はCOCOAも位置確認アプリも、例えば中国の方は、アンドロイドの場合は、 구글が元々入っていませんので、アプリが入らない、こういった問題があります。これは予算の分科会でも一回やりましたので、なかなか難しいんだということ。

さらに、今回の新たな措置のところでは、スマートフォンを持っていない入国者にはスマートフォンを借り受けるよう求めるといふふうにあるんですが、これは要請なのか義務なのか。これは要請か義務か、どちらかということだけ簡潔にお答えください。

**○田村国務大臣** 一点、先ほどの、十四日間待機していただくということを前提でありますので、入国してすぐに動いていたかどうかを前提のアプリではありませんで、そこは御理解ください。

それから、今の話なんですけれども、スマートフォンをレンタルしてくださいという話であり

すが、誓約書にそれを明記していただいて、守っていただかない場合は誓約書を破ったという話になりますので、場合によっては停留ということもあり、海外から来られておられれば強制的にお帰りをいただいたり、在留資格等々に対してそれを取り消す等々のことが起こること、あります。

**○尾辻委員** 私がいただいた資料には、レンタルを要請と書いてあるんです。つまり、これは要請でいいのか、義務でいいのか、もう一度お答えください。

**○田村国務大臣** ちょっと言い方は難しいんですが、検疫法に基づく協力要請に応じて誓約書を書いていただいて、誓約書を破った場合には、先ほど言ったようなことに対してお受けをいただくという話でありますので、義務ではないですけれども、破った場合には厳しい対応があるということ、あります。

**○尾辻委員** 現実的にできるのかどうか、またちよつと今後も議論していきたいと思うんですけれども、要は実効性ある水際対策をどうするかということが一番大事なことだと思います。

これは通告はしていないんですが、今EU等ではワクチンパスポートなるものが議論されたりしているわけですね。ワクチン接種を受けた方が、つまり、それをもって入国を可能にしよう、そういう議論がどうも始まっているようです。

これは、大臣も昨日記者会見でもおっしゃっており、ワクチン接種した人、しない人で分断を生んだりとか、接種しない、でき

ない人は移動の自由がないというような状態も考えられるんですけども。

ただ、こういう動きがある以上、日本も、専門家の意見を聞いて、ワクチンパスポート、例えばワクチンを打っていたら停留なしで動くようなことも今後議論していかなければいけないではないかというふうに感じているんですが、議論するかどうかというのはいかがでしょうか。

○田村国務大臣 今のは、ワクチンを打っていない人は日本国に入ってきたときに停留か何かをかけて行動を制限するという意味でおっしゃったんですか。済みません。

○尾辻委員 済みません、ワクチンを打った、二回打った方が、ワクチンを打ったという証明書をもつてすれば停留がなしで済むようなこと、これはEUが考えているわけです。なので、こういうことは今後議論していかなければいけない、様々な課題はあると思いますが、議論をしていく必要があるんじゃないかという問題意識です。

○田村国務大臣 今、基本的には、ワクチンの接種の有無で不利益な扱いをするということは念頭には置いておりません。ただ、委員からそういう御提案があったということでございまして、それはそれとして受け止めさせていただきます。

○尾辻委員 それでは、次の質問に行きたいと思えます。ワクチンの優先接種について議論させていただきますかと思えます。

予算委員会でもやらせていただきました。在宅介護従事者に向けてワクチンを是非とも施設の方々と同じタイミングで打っていたらいいという

ことで、これが変わったということ、優先接種できるようになったと通知が出たことは前進かと思つたんですが、ここに条件がついているというので、これは一体何なのかと。

つまり、医療関係者や高齢者の施設で働いている方々には、例えば訪問看護の方もそうではないんですが、ワクチン接種に当たって条件はついていないですよ。要は、在宅サービスの介護従事者であれば、自治体がオーケーと言って、そして、陽性者を、濃厚接触者を含めて介護することを条件としている。

これは、私はこの条件はおかしいんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 医療者も一応そういう条件がついておりまして、それはそれぞれの医療機関で判断するという話になっておりますが。介護施設の場合は、当然として、そこでクラスターが生まれても対応していただかなきゃならない、そこに勤めておられるわけでありまして。だから、それは当然として、介護施設で従事されている方々は、その疾病になった方がおられても対応いただく。同じような考え方からすれば、訪問介護に行かれる方も、そこで感染者が出た場合は、本来は病院に行っていたらいいんですけども、なかなか、例の十二月終わりから一月、非常に厳しく、感染者が増えたときに、どうしても在宅で対応をせざるを得ないという状況も生まれてまいりましたので、そういうことも想定をせざるを得ないということがありますから、そういう意味では、必ず行つてくださるというんじゃないかと、事業所

として、うちはそういうような新型コロナウイルスの感染者が出たとしても、必要があればちゃんとお伺いしますと。それを行つていただける方だということと打つていただくというようなことを御判断をいただいて、あとは、ワクチンの量がありますから、自治体にそのところを判断いただいてということになっていくわけでありまして。

○尾辻委員 今の話というのはやはりちよつと私はおかしいと思つていて、今、訪問介護を前提としたお答えだったと思うんですね。

じゃ、例えば今回範囲に入ったデイサービスとか、通所リハビリテーション、通いのところとか、ショートステイの方々も、要は、陽性者を、例えばショートステイであれば施設にショートステイをするということが前提になる、例えばデイサービス、通いも、じゃ、その濃厚接触者や陽性者になった人がデイサービスのサービスを受ける、このことが前提になるというふうに読むということでしょうか。

○土生政府参考人 御説明させていただきます。全体的な考え方は今大臣から御答弁申し上げたとおりでございますけれども、例えば、デイサービスを利用されている方、入院できずに在宅で療養されている、その場合に何らかの介護が必要になるということ、デイサービス事業所が対応になる場合もございまして。

それから、ショートステイにつきましては、これも本来、入院していただくというのが一番いいわけですが、御自宅に、例えば、奥様の、高齢者がいらして、御自宅には帰れなくて、施設

の中で療養を続けられるというケースもあるやに聞いておりますので、そうした場合に対応する場合に、サービスを継続するという前提で、優先接種の対象とする場合ができるというふうに整理をさせていただいたところでございます。

○尾辻委員 済みません、もう一度確認しますけれども、陽性者も、じゃ、受け入れなければ、これはワクチン接種の要件を満たさないということになるのでしょうか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

要介護高齢者の方でございますので、まず入院をさせていただくということが一番いいわけでございますが、やむを得ずそうした場合に、陽性者の場合でもサービスを継続する事業所かつ職員の意味を確認して優先接種の対象となるという整理をさせていただいたところでございます。

○尾辻委員 意向を確認するじゃなくて、現実的に、結局そういう場合に、じゃ、デイサービスとか通所リハビリテーションやショートサービスに、ショートステイはもしかしたらできるかもしれないけれども、デイサービスに陽性者を受け入れるというのは正直困難だと思うんですよね。

これも条件にいいんでしょうか。

○田村国務大臣 今般のコロナの対応で、なかなか、デイサービス等々に来ておられた方々が来られなくなつて、訪問をデイサービスでもしていたら、だくというふうな、そういうオペレーションに対応いたしております。

そういうような対応をいただけるということであるならば、仮に感染をされておられても。それ

は、必ずやらなきゃいけないというわけじゃないですよ、そういうふうに、もうどうしようもない入院できない場合には、我々、対応していただけたらというふうな、そういうような事業所に対しては、今般、対象にさせていただく、そういう考え方であります。

○尾辻委員 今、現場の方々は、正直、リスクがあつても、在宅でおられる方、濃厚接触者であるうとも、頑張つて介護サービスは続けておられるわけですよ。そういう方々に、いや、あんたらだけ、悪いけれども、それを続けてもらわぬとワクチンを打てませんよというのは、やはり酷な条件だと思ふんです。

なので、やはりこの要件も撤回するべきじゃないか。そうしないと、正直、今、もう訪問介護の方々、六十代、七十代の訪問介護をされている従事者の方々は、やはりコロナ感染を恐れて仕事に出られないとか、家族に止められるとか、そういう状況があるわけなんです。このワクチン接種のままだと、ますます訪問介護は崩壊の危機やというふうと思ふんです。

この辺り、実は、介護報酬を上げられるということですけども、一単位というところで、これを、やはり介護の専門家も大学の教員の先生方も訪問介護を冷遇していると言わざるを得ない、有効求人倍率は十五倍、このままでは在宅ケアが成り立たない状況になるんじゃないかと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 今般の報酬改定でも、そういう意味では、基本報酬を引き上げると同時に、勤続

年数の長いような方々がお務めのところには事業所加算というような形で対応いたしております。

もちろんそれは、全般、非常に厳しい中で、しかも、これは上げるとまた負担が利用者の方々にもかかっていくという中で、もう十二分に、二十分にとつていくという形にはなかなかならぬわけでありますが、厳しい中で、今般、〇・七%の改定をする中においてという形と同時に、処遇改善加算もしっかりと取つていただくように、我々としてもいろいろな対応をさせていただきたいというふうに思ひます。

○尾辻委員 前々回がたしかマイナス二・何ぼですから、それからプラス〇・七といつても、上がったというふうに捉えられるかというのはまた議論があるかと思ひます。

あと、ちよつと時間がないんですが、津久井やまゆり園のことをちよつと私もお聞きしたいと思つています。

十九人の方がお亡くなりになった津久井やまゆり園での事件から四年半がたちました。当時、優生思想との関連で議論されていたんですが、今日、早稲田議員も指摘されたように、やはり施設の支援の在り方に問題があつたということが分かってきています。九時間から十一時間、車椅子で拘束されているとか、日中活動がほとんどできていないとか、居室を施設していたということで、神奈川県では検討部会で報告書が年度内に作られるという事なんです。

やまゆり園の事件は、実はまだ終わっていないんじゃないか。こういう施設の問題、そして虐待

の問題、支援の在り方というのは、やはりこれはもう一回見直すべきものだと思います。大臣、いかがでしょうか。

つまり、やまゆり園の虐待というのが、本当にやまゆり園だけのものなのかということ、そして、こういった不適切な支援の在り方をなくしていくために、やはり厚労省としてしっかりと取り組んでいただく必要があると思います。大臣の御見解を聞きたいと思います。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が経過しておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○田村国務大臣 おっしゃるとおり、虐待があつてはならない話でありまして、それがまた、先ほどの話じゃありませんが、都道府県、要するに県の施設であつたというところに非常に重いところがあるんだというふうに思います。

やまゆり園だけではなくて、一般的に、やはり第三者の方々も入っていたような委員会をしっかりと作っていただいて、責任者を置いていた上で、従業員も検証していただくというようなことをしっかりとやりながら、中で虐待が起こらない、開かれたということは非常に私は意味があると思います。

ですから、ふだんからやはりいろいろな外の方々が入っていただけのような、私なんかも地元なんかではよく、障害者の皆さんの施設に、夏祭りだとか、いろいろな行事があることに入る。そうすると分かりますよ、やはり。ここはそういうことがないというのがはっきり分かるわけであり

まして、そういうのをやっているところというのは、やはりちゃんと対応されているんだというふうに思いますけれども、第三者の目を入れていくということが大事だと思いますので、しっかりとそのような形で、これからも各施設に頑張ってもらいたいというふうに考えています。

○尾辻委員 やはり国がしっかりとやるのが大事だと思うんですね。

実は、安倍総理のときに、献花を一度も施設にされていません。菅総理に替わって、御地元ですら、献花をしていただけだと思います。是非総理に伝えていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。